

諫早市監査委員告示第14号

監査の結果に基づく措置状況の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和2年6月22日

諫早市監査委員	谷口	啓
諫早市監査委員	森口	恭子
諫早市監査委員	北坂	秋男

令和元年度財政援助団体等及び公の施設の指定管理者監査結果

年度	監査区分	団体名	担当課	指摘事項等(公表)	措置完了日	措置内容等
R1	出資団体及び公の施設の指定管理者	一般財団法人諫早市施設管理公社	総務課(出捐金の所管課)	出資団体に対するもの 【指導事項】 一般財団法人諫早市施設管理公社処務規則第8条第1項別表第2によると、1件50万円未満の支出の原因となる契約その他の行為の専決者は事務局次長、1件20万円未満の支出の専決者は主任と規定されているが、1件50万円未満の支出何れも兼支出命令書を主任で決裁している事例、1件20万円未満の支出伝票を事務局次長で決裁している事例が見受けられた。 については、規則に基づく適正な出資団体の出納事務の執行に努められたい。	令和元年11月20日	一般財団法人諫早市施設管理公社処務規則の規定に基づき、適切な予算執行を行うとともに、周知徹底を図るよう当公社職員に対して指導した。
R1	出資団体及び公の施設の指定管理者監査	一般財団法人諫早市施設管理公社	スポーツ振興課(指定管理施設の所管課)	指定管理者に対するもの 【指導事項】 平成30年度諫早市中央体育館の管理に関する協定書第3条第2項によると、業務の範囲及び管理の基準について変更が必要となった場合には、相手方に対して書面で申出を行い、協議のうえ変更することができると規定されているが、業務仕様書で定める体育館の使用許可申請の受付開始日について、市に申出が行われなまま変更している事例が見受けられた。 については、協定書に基づく適正な公の施設の指定管理業務の執行に努められたい。	令和元年11月27日	協定書で定められた事項について変更が必要となった場合は、書面で申し出を行うよう当公社職員に対し指導を行った。